

前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相

小林 行 雄

一 序 説

日本の古墳の編年的研究は、これを古式古墳と後期古墳とに二大別しうることに氣付いた大正期の見解をもつて、ようやくその第一歩を踏みだすことができたのであるが、爾來三〇餘年にわたる諸學者の努力は、あるいはこれを三期に區別し、また四期に分割するなど、さらに詳細な考察を行う必要を認める方向に向つて進んでいる。しかし、こうして細分された編年が要求されるようになると、その際に前期として取り上げられるべき、古い時期の古墳に對する從來の認識が、きわめて不充分であつたことが痛感されてきたのである。その原因の一半は、過去の古墳の研究が、當然行われなければならぬ相對的年代の推定に先立つて、副葬品中に見出される中國鏡の絶對的年代を論據とし、直接に個々の古墳の絶對的年代を決定しようとした、啓蒙期の方法を、容易に脱却しえなかつたことにあるといわねばならない。

古墳の營造の時期と直接の關係をもたぬ遺物の製作年代によつて、古墳の絶對的年代を類推しようという方法は、その結論のうちに、様式としての遺物の年代觀が包藏する年數の振幅と、遺物と古墳との二つの異つた年代の間に介在する未知の年數との、不確定な數値の加算を二重に容認せねばならないため、百年二百年と大要を限つていう程度の大まかなも

のである。^①それを前後約四世紀の間にわたるにすぎない日本の古墳を、三期または四期に細分するというような研究の場合にも適用しようとするのが誤っていることはいうまでもない。當面の研究には、もつと確率の高い方法でなければ採用することができないのである。たとえば古墳の絶対的年代を知る他の一つの方法としては、文獻上に伝えられた被葬者の没年をもつて、古墳營造の時期の近似値とする便法がある。この方法はわが國でも皇陵の一部に對して試みられて居り、古墳の編年的研究にも利用されている。^②むしろこの方が精度は高いが、いま問題になつてゐる被葬者の明らかでない前期の古墳に對しては、この方法も適用しえない。こうして、まず個々の古墳の絶対的年代を定めた後に、古墳全體の編年的研究に進もうという方針は行きつまりを見たのである。

したがつて殘された方法は、考古學の常道に則つて、まず古墳をその構造ならびに副葬品の差異によつていくつかの様式にわけ、それらの様式の相對的年代の先後を考察する手續をとる以外にはないわけである。ところが當初に古式の古墳として注意にのぼつたものが、大和佐味田古墳のような豊富な種類の副葬品をもつたものであつたために、これにくらべて副葬品の少い他の古墳は、遺物の品目の貧しさのみが意識せられて、そこにある種の品目の缺除を常態とするものがあることなどは注意を拂われないうちに、同じ古式古墳としてあつかわれてきたのである。こうした副葬品の品目の差が、實は重要な事實を反映していることを看過する傾向に拍車をかけたものは、竪穴式石室を伴わない粘土槨を、構造的に簡單なものであるが故に古いものであろうとする、進化論的解釋の誤用であつた。それらが相互に原因となり結果となつて、いわゆる古式古墳の細分の可能性を見失わせるにいたつたことが、すなわち前期古墳に對する認識の貧困さをもたらし、他の一半の理由であつたのである。學界の現状がこのような段階にあるので、前期古墳の詳細な編年觀を發表する準備として、ここにはまず、古式古墳あるいは前期古墳といへば、簡單に鏡・劍・玉および碧玉製腕飾類を副葬品としてもつものを代表として考えるような通説が、どのような理由で改められねばならないかということを、主として述べてみたい

と思う。

二 三角縁神獸鏡の問題

わが國の古墳の編年的研究を進める上において、副葬品の中では鏡がもつとも重要な手懸りになるであろうという豫測のもとに、大正期以來の古墳研究の主要な部分は、鏡の研究を中軸として推進されてきた。しかし、そのような學史をふりかえつて見ても、山城國相樂郡高麗村椿井大塚山古墳の場合ほど、多くの問題をはらんだ副葬鏡群の發見例は、かつてなかつたと斷言しても決していいすぎではあるまい。

山城大塚山古墳においては、二七面に上る多數の副葬鏡^③のことごとくが中國鏡であるという點が、彌生式時代の甕棺出土品の場合を除けば、古墳出土例としてはすでに空前の事例に屬する。しかも、そのうちから明らかに傳世鏡と認めうる内行花文鏡二面と、方格規矩四神鏡一面との、計三面を除いた残りの二四面が、すべて三角縁神獸鏡のみによつて占められているということも特異な現象である。さらに、これは傳世鏡以外のすべてが三角縁神獸鏡であるということに關連して生ずることであるが、そのうち鏡式の明らかない九種二三面のうち、半ばを超える一〇種の鏡が、西は北九州から東は關東にまでいたる各地の古墳一三基と大塚山古墳との間に、同範鏡を分有しているものであるという事實がある。これに大塚山古墳自身において同範鏡二面を所有している一種を加算するならば、一九種の三角縁神獸鏡中、一一種までがすでにその同範鏡が日本に遺存することの知られたものであるといえるわけである。

かくの如く山城大塚山古墳に多數の同範鏡が副葬されるにいたつた理由として、「古墳の發生の歴史的意義」と題する別稿^④においては、同範鏡が輸入に際して同一の鏡匣に收められて居り、またわが國においても、そのまま保管せられたことの多かつたことを想定し、山城大塚山古墳の被葬者である一人の首長が、かつてかかる同範鏡の所有者ないし保管者と

して存在したこと、かつこれらの同範鏡の配分という形式によつて、彼が大和政権の統治力の伸張の過程において、有力に行動したことを考察したのである。また、このように廣範圍にわたつて、地方の首長と政治的交渉をもちえたような強大な勢力の所有者が、四世紀前半において山城南部に存在したという状態は、おそらく三世紀中葉以來一貫したものであらうということを推論するにいたつた。ここでこの状態を三世紀中葉にまで遡らせて考えるということが、邪馬臺國の時代を意味することはいうまでもないことである。

しかし、山城大塚山古墳から發見された三角縁神獸鏡をもつて、邪馬臺國の時代に輸入せられた魏の鏡であると解釋することは、必ずしもただちに學界一般の承認をうることはできない。すなわち、そう解釋しうる可能性があるとはいへても、嚴密には決定することのできない問題であるからである。しかも、その可能性についても、これを疑う所説がすでに發表されているからである。そこには少くとも二つの、未解決の問題がある。その一は、三角縁神獸鏡一般の年代に關するものである。三角縁神獸鏡はわが國の古墳から發見される中國鏡のうちではもつとも多量に存在するものであるが、もしそれが正しくは魏の時代に製作されたものでないとすれば、大量に輸入されているというのみでは邪馬臺國當時の輸入品とは見做すことができないからである。その二は、たとえ三角縁神獸鏡の製作が魏の時代においても行われていたことが認められたとしても、わが國に存する遺品は山城大塚山古墳の鏡のみではないから、それらの全部の輸入の時期を決定しえない場合に、山城大塚山古墳の遺品についてのみ、輸入の時期を限定しうるか否かの問題である。

いま第一の點から説明を試みると、從來この種の三角縁神獸鏡の年代觀としては、多分に安全率の高い表現として、魏晉鏡^⑤という名稱が用いられている。三角縁神獸鏡にも、魏代の紀年銘を有するものがあることは、有名な正始元年鏡の實例によつて知られてはいるが、それは内區の神獸の配列が階段式になつてはいるばかりでなく、精緻な表現をもつた、むしろ三角縁神獸鏡としては特殊な鏡式のものであつて、一般的な放射式の配列をもつた三角縁神獸鏡とは、やや手法を異に

している。そういう考慮から、この種の鏡が中國で製作された年代としては、約五〇年間の魏の時代にのみ限定する危険が避けられたのであろう。ところが、主として日本の古墳から發見される三角縁神獸鏡の年代觀として、それが魏晉鏡であるという結論をもつて充分とするのは、中國の鏡の研究の立場からであつて、決して日本の歴史の立場からのことではない。日本の歴史の立場としては、はたしてこの種の鏡が、邪馬臺國當時に魏から輸入されたものと認めうるか否かという點にまで、焦點をしぼつて年代を限定する必要があるのである。

それにもかかわらず、これが中國の鏡の研究の立場から、魏晉鏡と呼び慣わされていることを、究極の結論のように連斷した一部の歴史家は、この二つの立場を混同して、つぎのような疑問を提出している。すなわち、「三國・晉の時代といつても、前者は二二一年から二六四年まで、後者は二六五年から三一六年までつづいている。故に三國・晉時代につくられ、そしてこちらにもたらされた、こうした鏡が日本で用いられたのは、相對的に、時代がさがらざるをえない。これを二四八年には死んでいると思われる卑彌呼の生涯とくらべてみると、卑彌呼を大和の人間にして、三國・晉時代につくられた大部分の鏡が、彼女の時代に著しくもたらされはじめたとするには、なお研究の餘地がある。即ちこの流儀でゆくと、晉の時代は勿論、三國時代の後半につくられた神獸鏡は、卑彌呼の時代にはわたらぬことになるのである。故に卑彌呼の時代には、神獸鏡はあまり入つていないということになる^④」というのである。

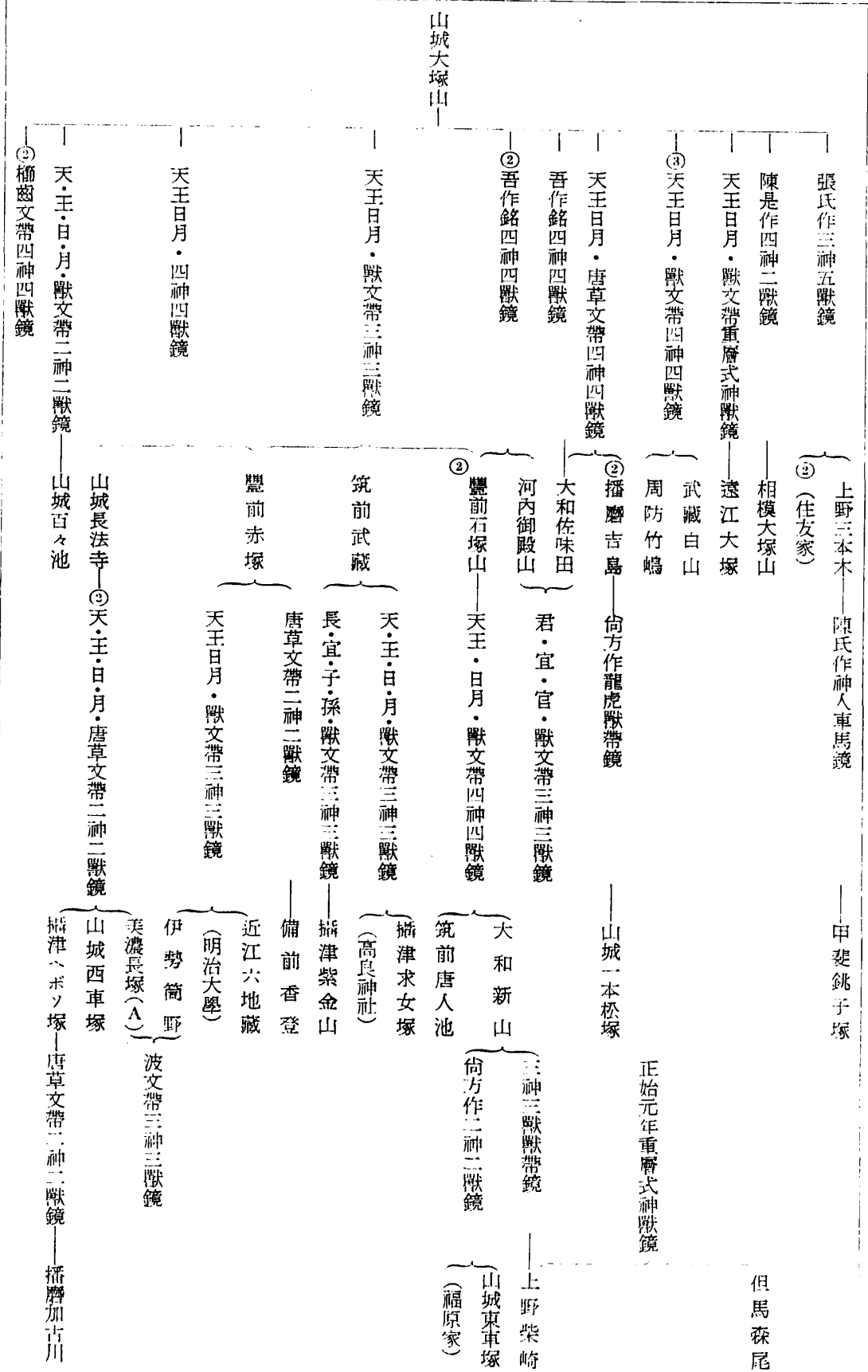
この議論には若干の誤解にもとづくところがある。たとえば、三角縁神獸鏡が魏晉鏡と呼ばれることは、この種の鏡の製作が、中國においては魏晉代にわたつて、均等に繼續したという意味からではない。したがつて、晉代を通じて三角縁神獸鏡が大いに流行していたか否かは、われわれにとつては、いわば未知の問題であるが、論者はそれを既定の事實とする前提に立つている。さらにそれによつて、三角縁神獸鏡のわが國への傳來の時期が、卑彌呼以後である可能性が多いと考えることは、卑彌呼以後にも鏡が大量に輸入されるような機會があつたことを、假定した上でいえることであるが、そ

うした假定の場合に執着して、魏志に卑彌呼の時代に輸入されたと記している大量の鏡が、どのようなものであつたかという問題の追究をおろそかにすることはできない。

ここに三角縁神獸鏡の年代を、日本の歴史の立場から考える必要が生ずるのであつて、もし卑彌呼の時代に、百面という數で表現されるような大量の鏡が、一時にわが國へ輸入されたことを認めるならば、すでにわが國で發見されている各種の中國鏡のうちから、それに當たるものを見出さねばならないことになる。それには和泉黄金塚古墳から發見された一面の景初三年銘神獸鏡^⑤のみを例示する程度では不充分であつて、それよりも多量に遺品の存在する鏡式として、三角縁神獸鏡を候補に擧げるほかはない。もちろん日本の古墳から發見されている三角縁神獸鏡の總數は、すでに二〇〇面を超えるほどであるから、それらのすべてが卑彌呼の時代に輸入せられたもののみとは斷言しえない。したがつてその意味では、三角縁神獸鏡の中には、卑彌呼以外の人の手を通じて輸入せられたものがありはせぬかという懸念はもつともなことである。しかし、三角縁神獸鏡のうちには、同一種の間範鏡が數面そろつて輸入されたものがかなりあり、かつそういう同範鏡のセットが幾組も同じ所有者によつて保有せられていたことを示した山城大塚山古墳の事實は、一回に百面という數で表現されるような大量の鏡の輸入が、同範鏡のセットをまとめるという形で行われたものであらうということを、われわれに教えるものといえよう。ここに第二の問題を解く鍵が見出されるのである。

説明をはつきりさせるために、いま山城大塚山古墳出土の一種の間範鏡について、すでに所在の判明したものの枚數を數えと（第一表）、二面五種、三面一種、四面三種、五面二種となつて、四面・五面という發見例が豫想外に多いことに驚くのである。さらに山城大塚山古墳にはないが、山城長法寺古墳その他から出土している一鏡も、五面の發見例をもっている。また豊前赤塚古墳出土の一鏡も、出所不明例一を加えれば、四面の間範鏡が知られている。いまかりに、これらがみな五面づつの同範鏡のセットとして同時に輸入されたことを想定すると、一種で五五面になり、これに大塚山古

第一表 中國製同范三角縁神獸鏡の分布



前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相(小林)

美濃打越——日・月・獸文帶三神三獸鏡

遼江銚子塚
甲斐向山

筑前忠隈——波文帶三神三獸鏡

但馬小見塚
尾張白山藪
(住友家)

豐後龜甲——波文帶三神三獸鏡

播磨三ツ塚——波文帶三神三獸鏡
(山川家) ———— 紀伊岩橋

筑前御金藏——波文帶三神三獸鏡

伊勢赤郷

播磨西ノ山——唐草文帶四神四獸鏡

山城車塚

墳から一面づつ出土している八種八面を加えると、計六三面になる。また大塚山以外の諸古墳の間で同範鏡を分有している五種の鏡も、五面づつ輸入せられたものとして、計二五面を加算すると、八〇面以上の三角縁神獸鏡が、同時に輸入せられた可能性の強い鏡群として復原せられるのである。八〇面以上という過大な数字のようであるが、現實に發見されているものが、そのうち六〇面を超えているのであるから、さして誇張した計算ではないといえるであろう。

いま試みに算出した鏡の枚数が不動のものであるというのではないが、一方において卑彌呼に贈られた銅鏡百面が、主として三角縁神獸鏡であつたと考えられ、他方において山城大塚山古墳の副葬品として見出された三角縁神獸鏡群が、同範鏡のセットという形で、一時に大量に輸入せられたものの殘部であることが認められるのであるから、兩者の間にはかなり高度の類似性が考えられてくるのである。そこにもし必要があれば、兩者を同一事實にもとづくものとする解釋を容れる可能性もあろうというわけである。

しかし、以上のような推論の各過程がことごとく認められたとしても、そこにはなお多くの問題が残されているのであ

る。たとえば、山城大塚山古墳によつて代表される山城南部の一首長が所有していた多量の三角縁神獸鏡が、たしかに邪馬臺國を通じて魏から輸入されたものであり、邪馬臺國當時において彼の掌中に収まつたものであつたとしても、それが彼の手から全国各地の首長に分與せられるにいたつた時期は、かならずしもまだ明らかにされていないからである。この時期の決定は、ひいては山城大塚山古墳の作られた時期の解釋にも影響するであろう。どちらも簡單には解決できないことであるが、徐々に緒を解きほぐして行くことにしよう。

三 仿製鏡の問題

中國製の三角縁神獸鏡に同範鏡のセットとしてわが國に輸入せられたものが多いことと對應するように、後にこれを模して作られた仿製の三角縁神獸鏡もまた、仿製鏡の中ではもつとも顯著に、多數の同範鏡を遺存している。いまその同範鏡の分有關係を表示して比較して見ると（第二表）、中國製同範鏡を分有している古墳の名もそこに再び登場はしてくるが、全體としては中國鏡の場合とはややちがつた経路の存在を思わせるものがある。しかし、仿製鏡の場合には、既知の資料がまだ量的に充分でないためか、中國鏡の場合にその配布網の中心となつてあらわれた山城大塚山古墳に匹敵するような、顯著な中心的古墳を指摘することができない。しいていえば、攝津紫金山古墳の名を一應あげることができるが、筑前銚子塚古墳ないし肥前谷口古墳をふくむ一群の示すところは、これとは別な中心の存在を思わせるものがある。いずれにしても、中國製の三角縁神獸鏡の場合と、その仿製鏡の場合とは、同範鏡の配布の狀態に異なる點があるという事實は、また新しく考察すべき問題の存在を示しているのである。

さて、仿製三角縁神獸鏡のもつている意義を追究するためには、まず一般仿製鏡の年代觀に關する通説について、検討を加えておく必要がある。仿製鏡の年代觀としては、簡單にそれをその手本となつた中國鏡とほぼ同じ年代のものと考え

第二表 仿製同範三角縁神獸鏡の分布

三神三獸獸帶鏡 ②三神三獸獸帶鏡 三神三獸獸帶鏡 ②唐草文帶三神三獸鏡	②長門長光寺山 丹波 親王塚 大和 新山 備前花光寺山 山城 妙見山 山城 百々池 (山川家)
	三神三獸獸帶鏡 肥前谷口(東) 三神三獸獸帶鏡 美濃長塚(B) 近江 天王山 播津 阿武山 (關家)
筑前銚子塚 ②三神三獸獸帶鏡 ③三神三獸獸帶鏡	肥前谷口(西) ②三神三獸獸帶鏡 河内 矢作 山城 稻荷山 近江 龜塚 ②尾張 出川 ③(黒川家)
伯耆大將塚 三神三獸獸帶鏡	

鏡徑がほぼ一定していることなどの、明らかな特色を具えている點で、そう考えられるのである。また、しばしば同範鏡が見られることも、その特色の一つに加えることができるであろう。

これに對して、方格規矩鏡や内行花文鏡を模した仿製鏡の場合には、嚴密に一定の鏡式の約束を踏襲したものがすくなく、細部に自由に他の鏡式の手法を混用するほか、鏡徑も大小任意に作られている。むしろ特別の大型鏡を作ることに努

た大正期の見解は、今日ではすでに否定すべきものとされているが、それにもかかわらず、當時の先入観はなお尾を引いていて、仿製鏡としては漢中期の方格規矩鏡や内行花文鏡を手本としたものがまず作られ、その後新に輸入せられた三角縁神獸鏡を模したものが登場したというように說かれてきた。¹⁰⁾しかし實際には、古墳發見の仿製鏡のうちで、最初に大量に作られたのは、三角縁神獸鏡の一群であつたと思われるのである。仿製の三角縁神獸鏡は、詳しくいえば三神三獸獸帶鏡の形式に屬するものが大部分であるが、その鏡式がきわめて限られていること、細部に時代を異にする他の鏡式の手法を混用していないこと、

力が拂われた傾向すら見られる。ただ、合金の質からいえば、この方には精良なものがある。この大型仿製鏡には良質のものがあることを重視しすぎたために、大型品をもたず、質もやや劣った仿製三角縁神獸鏡が、技術的に退化した段階のものと誤解されるようになったのであろう。

仿製鏡としては、三角縁神獸鏡の一群が他の鏡式に先行して作られたということは、まず三角縁神獸鏡が大量に輸入され、國內に配布された後に、仿製鏡の製作がはじまったことを意味するわけである。それまでに、すでにわが國に輸入せられていた漢中期の鏡式が、この時にはまだ仿製の對象にならなかったというのは、それらの鏡がそれぞれの所有者によつて特殊な寶器として保管され、傳世されていて、容易に模作を許されなかつた事情があつたのではあるまいか。こうした傳世鏡が傳世の意義を失うていつた經過については別稿^①に譲るが、それらは傳世の意義を失うた後に、はじめて仿製鏡の參考品となりえたのであろう。中國鏡としては年代の古いものが、新しい鏡式の手法をも混用して模作されねばならなかつたのも、そのためであらう。

三角縁神獸鏡が大量に輸入され、國內に配布された當時には、まだわが國では仿製鏡の製作はほとんど行われていなかった。そうして仿製鏡の製作がはじまつた時には、まず三角縁神獸鏡を模したものが大量に作られた。他の鏡式の仿製鏡が作られるようになったのは、そのつぎの段階においてである、というのが仿製鏡に對する新しい解釋である。こう考えると、(1) 中國製三角縁神獸鏡の輸入と配布、(2) 仿製三角縁神獸鏡の製作と配布、という二つの現象は、通説とはちがつて、きわめて密接な關係をもつて繼續した事件であつたことが認められることになる。

それにもかかわらず、この二群の鏡の配布網が、すでに指摘したように重複する部分が少いというのは、見逃すことのできない重要な事實である。もし仿製鏡の製作が、中國鏡の配布に際して、その不足量を補う意味で、同じ配布中樞によつてなされたものであるならば、いま少しく兩者の配布網の重複、または交錯が見られてもよいのではないかと想像され

るからである。したがって、このような事實の意味するところは、中國鏡と仿製鏡との配布が、時期を異にしていたばかりでなく、中心をも異にしていたことを推察させるのである。

ふたたび山城大塚山古墳の鏡群について考えると、ほとんど百面に近い中國鏡を掌中に収めたことがあつたと想像されるこの地の首長は、すでにそれまでに傳世鏡をも所有していたが、それ以後は仿製鏡ばかりでなく、他の鏡式の中國鏡をも入手した形迹が見られない。これは常識的に考えれば、多くの人に分與しうるほどの多數の鏡をすでに所有しているのであるから、その上さらに鏡の數をふやすことには努力しなかつたと、いえばいえぬことではない。ところが、山城大塚山古墳ばかりでなく、豊前石塚山古墳においても、同じような状態が認められる。この古墳からは一四面の鏡が発見されたというが、いま残つている七面は全部中國製の三角縁神獸鏡ばかりである。そのうち山城大塚山古墳の鏡と同范のものは二種三面であるが、自分はこの七面を全部山城大塚山の首長から贈られたものと認めうると考えている。山城大塚山には三角縁神獸鏡ばかりが豊富にあつたのであるから、そこから分與を受けた豊前石塚山の鏡が、三角縁神獸鏡のみであることは當然のことといえよう。

しかし、山城大塚山古墳との間に、二種の三角縁神獸鏡を分有している大和佐味田古墳の場合になると、二〇面近い中國鏡を所有しているうちで、傳世の流雲文四神鏡を除いた大部分が三角縁神獸鏡であることは同様であるが、それ以外に有名な家屋文鏡をはじめとして、一面に上る仿製鏡をもつている。要するに、一方には山城大塚山の首長のように、すでに中國鏡をたくさん所有していて、そのためか否かはわからぬが、それ以上の新しい鏡の入手には努力しなかつた、あるいはその機會を得なかつた人がある反面において、他方には大和佐味田の首長のように、既存の藏鏡の多寡に關すると否とにかかわらず、新しい鏡の入手に努力した、あるいは努力しえた人があつたのである。

山城大塚山古墳と大和佐味田古墳とには、二種の三角縁神獸鏡の同范鏡が分有されているのであるから、兩古墳の被葬

第三表 古墳副葬鏡群の新古と碧玉製腕飾類の伴出関係一覽表

新式鏡群出土古墳																		古式鏡群出土古墳														
上野	甲斐	遠江	美濃	美濃	伊勢	近江	大和	大和	山城	山城	山城	攝津	長門	筑前	肥前	攝津	攝津	山城	山城	河内	播磨	周防	豊前	豊前	筑前							
柴崎	銚子塚	大塚	長塚(B)	長塚(A)	筒野	六地藏	新山	佐味田	西車塚	一本松塚	百々池	紫金山	長光寺山	銚子塚	谷口(東)	へボソ塚	求女塚	大塚山	長法寺	御殿山	吉島	竹嶋	赤塚	石塚	武藏							
4	5	3	3	3	4	3	34	26+5	3	8	12	3	10	5		6	6	27	6	8	6	3	5	7+	3	總鏡數						
1								1				1		2		1		3		1				1			①					
1						1		1		1						1		1		3		2		1				③				
2		2		2		2		1		7		12+1		3		2		2		4		24		4					5		②	
1						1		3		1		1		2				1		3		1										④
2		2		1		3		1		1		1		1		1																
+				+		+		+		+		+		+		+													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				
																															④	
																																④
																													④			
																														④		
																												④				

前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相(小林)

者が同じ時代に生存した人々であつたことも、一應推論しうるであらう。同じ時代に生存した首長であつても、山城大塚山の首長には新しい仿製鏡を入手する便宜がなかつた場合や、大和佐味田の首長が新しい仿製鏡の作られる時代まで長生した場合には、このような所藏鏡群の内容のちがいが生じうるからである。しかし、大和佐味田の首長がもつている仿製鏡の中には、三角縁神獸鏡のほか、方格規矩鏡などもあつて、仿製鏡自身においても若干の時の経過が認められる。したがつて、これを平面的に見た場合に、山城大塚山古墳のもののような、傳世鏡と中國製三角縁神獸鏡とからなる鏡群が古く成立したものであり、大和佐味田古墳のもののような、仿製鏡を交えた鏡群が、それに比して新しく成立したものであることは斷言しうるであらう。これらの鏡群を副葬品とする二古墳のうち、山城大塚山古墳の營造が大和佐味田古墳よりも古いか否かという問題とは無關係に、それぞれの鏡群の間には、古い相と新しい相とが認められるわけである。

このような觀點から、相互に中國製あるいは仿製の三角縁神獸鏡の同範鏡を分有する關係によつて結びつけられた三七基の古墳^④を、古い相の鏡群をもつものと、新しい相の鏡群をもつものとに分けて見ると、第三表のようになる。ただし一古墳出土の鏡數が三面に達しないもの

の場合は、新古の區別が不確實になるものとして除外しよう。これによると、筑前武藏・豊前石塚山・豊前赤塚・周防竹嶋・播磨吉島・河内御殿山・山城長法寺・山城大塚山の諸古墳は、まず明らかに古い相の鏡群をもつたものといいうるであらう。これらの古墳が、すべて山城大塚山古墳との間に、直接に同範鏡を分有しているものであることは、注意されべきことである。これは新古二相の分類の際に意識して取りあつた結果ではない。

これに對して新しい相の鏡群を構成する條件としては、まずそのうちに仿製鏡を含むことを標識として分類すると、肥前谷口（東棺）・筑前銚子塚・長門長光寺山・攝津紫金山・山城百々池・山城一本松塚・山城西車塚・大和佐味田・大和新山・近江六地藏・伊勢筒野・美濃長塚・遠江大塚・甲斐銚子塚・上野柴崎の諸古墳の鏡群を、これに屬させることができる。ただし、仿製鏡の有無のみを條件として新古の鏡群を分けようとすると、第三表で兩者の間に残つた攝津求女塚と攝津へボン塚の二古墳は、仿製鏡をもっていないから、當然古式鏡群をもつもののうちに入れねばなくなる。それにもかかわらず、この二墳の鏡群を古い相のうちに所屬させなかつたのは、つぎのような理由があるからである。

すなわち、古式鏡群を有する諸古墳において、その鏡群を構成する中國鏡の種類を再検討すると、（1）傳世鏡と認められる方格規矩鏡または内行花文鏡を除けば、（2）三角縁神獸鏡のほか、（3）龍虎鏡または古式の獸帶鏡を含んでいるにすぎない。ところが、新式鏡群の場合には、このほかに（4）畫文帶神獸鏡および平縁式神獸鏡を加えることができる。そうして、問題の攝津求女塚^⑪には畫文帶神獸鏡一面があり、攝津へボン塚^⑫には畫文帶環狀神獸鏡と平縁式神獸鏡各一面があつて、この點から古式鏡群とは區別することができるのである。以上のような分析の結果により、改めてこの二古墳の鏡群を、新しい種類の中國鏡を含んでいるという點を標識として、新しい相のものと認めることにしたのである。こうして見出された鏡群の二相は、はたしてどのような意義をもっているのであろうか。

四 碧玉製腕飾類の問題

古墳の副葬品として發見せられる鏡群を、その内容によつて新古の二相にわけうるということは、すでに注意したように、遺物の年代差に關することであつて、古墳の年代差の問題ではない。これが古墳の年代差とどう關連しているかを考へるためには、まずこれらの古墳において、他の副葬品を取りあげた場合にも、同様の結果があらわれるか否かというところ、すなわち、副葬品中の鏡群の新古の差が、副葬品全體の新古の差と一致するか否かが検討されねばならない。しかし、いまこれらの古墳の副葬品全體をとり上げて比較することは、限られた紙數のうちでは困難であるから、一例として鍬形石・石釧・車輪石などの碧玉製腕飾類を選んで、もう一步問題を掘り下げておくことにしたい。

いまここで指摘しうることは、さきに古式鏡群を有する古墳として列舉した、山城大塚山古墳以下の八基の古墳には、副葬品中にこの種の碧玉製腕飾類を有するものが絶無であるという事實である(第三表)。これに對して、はじめに仿製鏡の存在によつて、新式鏡群を有する古墳とした、大和佐味田古墳以下の一五基のうち、一〇基は副葬品として碧玉製腕飾類をもつてゐる。しかもこのうち碧玉製腕飾類をもつていないとされた五基の古墳は、畿内から遠ざかつた、この種の遺品の分布が稀薄な地方にあるものや、完全な學術調査によつていないので副葬品の全部が發見されているか否かの明らかでないものが大部分である。さらに、仿製鏡はもつていないが、新しい中國鏡を含んでいることを問題にした攝津の二古墳は、またともに碧玉製腕飾類を副葬品として有している。すなわち、この點からも、この二古墳を仿製鏡を有する古墳と同列に取りあつかふことの正しさが立證せられるのである。

かくの如く、碧玉製腕飾類の存否の問題を、鏡群の新古の區別に組みあわせて考察すると、改めて鏡群の新古の區別の生じた意味が明らかになつてくる。すなわち、古墳に副葬せられた鏡群の新古とは、かりに傳世鏡の問題を除いて論ずれ

ば、三世紀中葉に輸入せられた中國鏡の所有ならびに分配に終始した古い型の所有者と、これに加えて、それ以後新しく輸入せられた中國鏡や、新しく製作せられた仿製鏡の所有ならびに分配にも參加した新しい型の所有者との、古代における二つの型の首長の文化活動の差異にもとづいて生じたものと見る事ができるであろう。新しい鏡を輸入し、また新しい鏡を製作するということを、新しい相の文化活動というならば、碧玉製腕飾類の製作配布も、また新しい文化活動の様相であつたわけである。

この場合における文化活動の古い様相とは、古墳の副葬品に反映している範圍でいえば、文化の高い中國から與えられたものを、そのまま受けとつている型であり、新しい様相とは、仿製鏡や碧玉製腕飾類のように、自分の力で作り出したものをそれに加えた型である。もつとも、以上の考察においては、中國から與えられたものとしては非實用的な鏡のみを取り上げたように、日本製品としても鏡とか碧玉製品とかの、同様に日常生活の生産面には直接に關係のない、奢侈的な器物が問題にされたにすぎない。したがつて、中國製の古い鏡群が所持せられた段階においては、武器その他においても日本製品は用いられなかつたと主張しようというわけではない。武器や生産面に必要な器物は、すでにわが國で作られていたであろうし、社會的地位の高い人々の身邊を飾る玉の如きものも、わが國で作られていたことは肯定されねばならない。ただ特殊な用途の器物として、中國製品が用いられていたということである。いわば中國から與えられたものにある種の權威を認めて、そのまま特殊な用途に利用した形である。その意味では、一時代前の信仰的な傳世鏡が、ことごとく中國製品を利用したものと傾向を同じうしている。これに對して、そのような器物にも日本製品を用い出したということは、需要量の増大ということも無關係ではなからうが、それと共に人々の欲するものを供給しうる立場の確立が、これに先行していることを考えるべきである。新しい文化活動の中樞には、それらの器物の生産に必要な機構が成立していたのである。仿製鏡や碧玉製腕飾類の所有者たる各地の首長が、新しい文化活動に參加したということは、いいかえれば、權

威の象徴となりえたような器物を生産し供給する機構をもつた新しい文化活動の中樞に、彼等が直結したということである。また古い相の鏡群の所有者たちは、古い文化活動の組織には編入されていたが、新しい文化活動に關してはそれを充分に反映することがなかつたものと見られよう。古い文化活動が進行している途上において、別に新しい文化活動が擡頭し、それが一部分は在來の加擔者を吸収して新しい組織を形成したが、ことごとくは古い組織をおおうことができなかったとすれば、こういう結果が生ずるのは當然である。

しかし、詳しく分析して行くと、新しい文化活動の中においても、仿製鏡の製作配布と、碧玉製腕飾類の製作配布とは、完全に一致した現象ではなかつた。たとえば兩者の分布を見ると、いずれも畿内を中心とする點ではかわらないが、仿製鏡の分布は中國製三角縁神獸鏡の場合よりもひろがつてゐるに對し、碧玉製腕飾類の分布はむしろせばまつてゐる。そして、こういう平面的に見た分布状態が成立するまでに、若干の時間の経過が考えられねばならないのである。

これを一例として鍬形石の場合について説明して見よう。鍬形石の主要な型式としては、AからEまでの五種¹³⁾をあげることができるが、それが副葬品中に含まれている状態は、基本的なものとして、(1) A・B、(2) C、(3) D・Eという三群に組み合わされている。實例についていえばつぎのような状態である(第四表)。

第四表 鍬形石の伴出關係略表

I 群	II 群	III 群
攝津 紫金山 (A・B) 長門長光寺山 (B)	大和 佐味田 (C) 大和 新山 (C) 山城 西車塚 (C)	美濃 長塚 (D・E)
	伊賀石山 (A・B・C)	大和巢山 (C・D・E)

ることを指摘しておく程度にとどめたい。

前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相 (小林)

これによると、鍬形石の型式の區別は、ある程度まで時間の経過をあらわしていることが認められる。他の石釧や車輪石についても、同様に年代的な型式差が見出されるが、詳細は他の機會に譲つて、ここでは碧玉製腕飾類には少くとも古い型式と新しい型式とがあ

碧玉製腕飾類には、古い型式と新しい型式があるとすると、つぎの問題はそれが仿製鏡との組み合わせの上にどう反映しているかということである。それにはまず碧玉製腕飾類の分布に關連する若干の事實を紹介しておかねばならない。碧玉製腕飾類の分布の西限が、肥前谷口古墳⁽⁹⁾東棺の石釧一個であることは、よく人の知るところである。東では甲斐銚子塚古墳⁽¹⁰⁾の車輪石五個、石釧六個、計一個が、正確には分布の東限とはいえないとしても、注目すべき存在である。そうしてこの間において、碧玉製腕飾類をもつとも多く出土した古墳といえ、美濃長塚古墳⁽¹¹⁾の石釧七〇個、鍬形石三個、計七三個を挙げることができる。ただし、美濃長塚古墳の遺品のうち、鍬形石は石釧とは收納された棺を異にしていたから、それを除いた石釧のみの七〇個という數をとるとしても、なお伊賀石山古墳西棺の鍬形石一〇個、石釧一三個、車輪石四四個、計六七個をしのぐ大量である。

さて、もう一度これらの古墳を検討すると、北九州における仿製三角縁神獸鏡出土古墳としては、肥前谷口古墳のほか、谷口古墳との間に同範鏡をも分有している筑前銚子塚古墳⁽¹²⁾があつて、むしろその方が、仿製鏡の内容からいえばすぐれている。それにもかかわらず、筑前銚子塚古墳に碧玉製腕飾類の副葬がなく、肥前谷口古墳にそれがあるのは、仿製三角縁神獸鏡の配布と腕飾類のそれとが、必ずしも全面的には一致しなかつたことを物語つていように見られる。もし碧玉製腕飾類の分布状態が、仿製鏡の分布の密度の多寡に従つて、優秀な仿製鏡の多い古墳には腕飾類もあるというのであれば問題は簡單であるが、そういう古墳を飛びこえて、粗末な鏡のある古墳に腕飾類が集まつていふという結果になっている。問題をこういう觀點に移して眺めると、東の甲斐銚子塚古墳の場合も同じことがいえるのである。すなわち、東海地方の立派な仿製鏡が相當分布している地域には、碧玉製腕飾類の發見が比較的少く、たとえば大型の内行花文鏡を出土した遠江松林山古墳⁽¹³⁾でも、石釧二個をもつていたにすぎないのに、そうした地域を飛びこえて、甲斐銚子塚古墳に一一個の遺品があるというわけである。

今度は肥前谷口古墳と甲斐銚子塚古墳との仿製鏡を比較して見よう。まず肥前谷口古墳の東棺から一面、西棺から同範二面が発見された三神三獸獸帶鏡は、たとえば筑前銚子塚古墳に八面もあつた類の三角縁神獸鏡とはちがつて、それらよりもはるかに類品の少い、仿製三角縁神獸鏡としては特殊な型式の鏡であることに注意をせねばならない。しかも、それらと同範ではないが、共通した特色をもつ三神三獸獸帶鏡は、甲斐銚子塚古墳からも一面出土しているのである。ただし、これだけではまだ偶然の結果とも見られるが、さらに美濃長塚古墳B棺においても、この型式の三神三獸獸帶鏡一面が石釧七〇個と伴出していること、それが肥前谷口古墳東棺の一面と同範であることを指摘するならば、この型式の鏡と碧玉製腕飾類との間に、緊密な関係があることが判然とするであろう。これを要するに、仿製三角縁神獸鏡の中では特殊な、やや新しく作られたのではないかと思われる型式の三神三獸獸帶鏡が配布された時期は、碧玉製腕飾類が特に数多く、同じ配布のルートにのせられた時期であつたと考えられるのである。ただし、それは碧玉製腕飾類としては、またやや新しい型式のものが用いられた時期であつたことは、美濃長塚古墳の遺品がもつともよくそれを示している。

これに對して、攝津へボン塚古墳や攝津求女塚古墳から、少數ではあるが古式の石釧や車輪石が発見されていることは興味がある。この二古墳が仿製鏡は含んでいないが、中國鏡から見て新しい相の鏡群を有する古墳であることはすでに述べたとおりである。この事實は、古式の碧玉製腕飾類の配布が、あるいは仿製鏡に先行したことを示しているのかも知れない。先行したというのがいいすぎであつて、仿製鏡の初期と同時であつたとしても、肥前谷口古墳出土例のような新しい三神三獸獸帶鏡よりは、充分に先行する時期であることは認められるであろう。攝津紫金山古墳や長門長光寺山古墳^④において、第1群に屬するB型の鍬形石が、仿製三角縁神獸鏡としては古い型式の鏡と伴出していることも忘れてはなるまい。さらに他の古墳の例でいえば、近江安土瓢箪山古墳^⑤において、第1群の鍬形石・車輪石・石釧各一個が、仿製鏡を缺いて、平縁式二神二獸鏡と伴出していることも意味深く見られる。この平縁式二神二獸鏡は、攝津へボン塚にもまた存在

する、新しい鏡群を特色づける中國鏡であるからである。かくの如き仿製鏡および碧玉製腕飾類の型式分類にもとづく古墳の編年的考察は、機會を改めて詳論することにしたいが、ここではそれが可能であることを注意しておけばよいわけである。

五 副葬鏡群の新古と古墳の年代

各地のいわゆる古式古墳の副葬品のうちから、まず鏡群を抽出して比較すると、それらの鏡群の構成内容に相異があること、それを中國製三角縁神獸鏡を基準にしてわけると、この種の鏡の配布の時期をもつて鏡群の成立が終了しているものと、それ以後さらに中國鏡や仿製鏡を追加することによつて成立したものとの二種に大別されることが知られた。これをそれぞれ古い相の鏡群と、新しい相の鏡群という語であらわすことにした。この二相の鏡群と、碧玉製腕飾類との伴出關係を調べると、古い相の鏡群をもつ古墳には腕飾類を副葬するものがなく、新しい相の鏡群をもつ古墳には腕飾類の伴出する例が多いことも知られた。したがつて、鏡群の新古の二相は、單に鏡の種類の相異を示すのみでなく、より大きな文化活動の相異にもとづくものであることが判明する。これは中國から與えられた器物にある權威を認めて、それを特殊な用途に利用した段階と、そのような權威の象徵たりうる器物を製作する機構をもつにいたつた段階とを代表するものと考えられる。以上は本論文において明らかにされたことの一部である。

また、仿製鏡や碧玉製腕飾類をもつてゐる古墳は、たとえばその仿製鏡の型式と腕飾類の型式との組み合わせによつて、さらにこれを細分し、編年的考察に導くことが可能であることもすでに述べたところである。この操作によつて、いわゆる古式古墳を二、三の時期に細分した結果は、そのあるものを前期ではなく中期に區分する必要も生ずるであらう。しかし、いま當面の問題は、ここに指摘されたような鏡群の相の新古が、さらにそれを副葬する古墳の新古に置きかえられる

か否かということである。

いうまでもなく、古墳の營造の時期を知る手懸りになるものは、副葬品全體からは與えられなくても、營造期とはかなりへだたつた時期の遺物をも含みうるという副葬品の性質からいつて、そのうちの任意の遺物には期待することができない。したがつて、いま問題になつてゐる鏡群の相の新古は、首長の文化活動の相違という一層大きな事實をあらわしているとはいふものの、それらの古墳の副葬品全體の新古をただちには意味してはいないといわねばならない。さらに、ここで考えられた鏡群の相の新古が、まったく異つた型式の鏡によつて構成されている二群ではなく、ともに中國製三角縁神獸鏡を含んでいる二群であつたということも再考されねばならない。鏡群の成立が終了した時期には相違があるとしても、その成立の過程においては、いずれも若干の共通する時期を経過したものと見られるのである。すなわち、ここに三角縁神獸鏡の輸入期と、その配布期としての古い相の鏡群の成立期と、そして、それを藏した古墳の營造期という、三つの時期が區別して考えられねばならないのである。この三つの時期をどう設定するかによつて、古墳の年代觀もまた變らざるをえないであらう。

いまかりに、一つの解釋として、三角縁神獸鏡の輸入期から古墳の營造期までの期間がきわめて短いものであつたとすれば、どのような結果になるであらうか。三角縁神獸鏡の輸入を魏と邪馬臺國との間に行われたものと認める立場を前提にして、古墳の營造期もまたそれに近いとすれば、魏志に徑百餘歩の大冢であつたと傳える卑彌呼の墳墓の時期に、すではじまつていたとすることもできよう。卑彌呼の大冢の記事に對しては、自分はその眞實性を疑うものであるが、これをこのように認めるとすれば、そこにすでに古い相の鏡群が副葬されていたことも想像せられよう。すなわち、中國製三角縁神獸鏡の配布もまた、主として三世紀中葉に行われたことになり、古い相の鏡群をもつ古墳の多くは、三世紀の古墳として古く位置づけられることになるであらう。

第二の解釋は、鏡の輸入から古墳の營造までの間に若干の時間の経過を認め、その間において鏡の配布を古墳の營造と近接した時期に置こうとするものである。三角縁神獸鏡の分布の現状が、畿内を中心としているのは、大和政権による邪馬臺國の征服の際に、これらの鏡が沒收せられ、再配分されたからであるという所説の如きは、この傾向の考え方であるといえよう。この解釋はまた、個々の古墳における副葬品の品目の相異を、單なる首長の権力の差などに歸して考えることによつて、鏡群の相の相異を考慮しない見方、すなわち鏡群の相の新古が古墳の年代の新古を示していないという考え方に通じている。

第三の解釋として提示したいのは、鏡の輸入から古墳の營造までの若干の期間中において、鏡の配布をやや幅広くとろうとするものである。この鏡の配布期は、文化活動の性格としては、中國から輸入せられた器物にある權威を認めた段階に屬し、これにかわる器物を製作しえた段階に對して、ある程度先行するのみでなく、さきの考察によつて、その活動の中樞をも異にしていると考えられるものである。すなわち、古い相の鏡群の成立期と、新しい相の鏡群を藏した古墳の營造期とを比較すれば、それぞれの時期における文化活動の中樞の性格は、比喩的にはあるが、邪馬臺國的なものと、大和政權的なものとしてあらわすことができるであろう。それは首長の性格において、諸國の王たちによつて擁立されたという邪馬臺國の女王と、征服によつて地位を築いたという大和の天皇との相異であり、また對外關係において、半島に進出した魏の勢力をおそれねばならなかつた三世紀の邪馬臺國と、自由に朝鮮經營にも着手しようとしていた四世紀の大和政權との相異にも對比せられるものであらう。はたしてこう考えてよいならば、問題の古い相の鏡群を藏した古墳の營造期は、それが鏡の配布期とは區別される限り、邪馬臺國的な文化活動の中樞が、大和政權的な文化活動の中樞へ移行する時期に、近接して求められることになる。前方後圓墳という墳形を創案し、長大な割竹形木棺を竪穴式石室でおおうた内部構造を用いた古墳の營造を、首長の地位の世襲制の發生に關連させて考えようとする立場^①も、またここから導かれた

ものである。

ここに從來の諸學者の所説を三種の解釋に分類して列擧したが、そのいずれが妥當と認められるかは、諸賢の判斷にまかせたいと思う。しかし、これを要するに學界の現状をもつてしては、古い相の鏡群を藏する古墳の外形や内部構造の上に、明らかな特色のあることが發見されない以上、それらを全體として特に古い時期のものと斷定することは時期尙早であるが、その一部は前期古墳としても比較的古い時期のものと推察されるというのが穩當な見解であろう。

註

- (1) 梅原末治博士「因伯二國に於ける古墳の調査」(「鳥取縣史蹟勝地調査報告」第二冊 大正一三年)。
- (2) 濱田耕作博士「前方後圓墳の諸問題」(考古學雜誌 第二六卷第九號 昭和十一年「考古學研究」所收)。
- (3) 樋口隆康「山城國相樂郡高麗村椿井大塚山古墳調査略報」(史林 第三六卷第三號 昭和二八年)。
- (4) 小林行雄「古墳の發生の歴史的意義」(史林 第三八卷第一號 昭和三〇年)。
- (5) 富岡謙藏「古鏡の研究」(大正九年)には「三國より六朝中期に亘れるもの」とも述べている。
- (6) 藤間生大「埋もれた金印」(昭和二五年)。
- (7) 魏志倭人傳には卑彌呼が鏡を贈られた記事を景初三年と正始元年との二回に分けて収めている。自分もかつてはこれを、そういう事實が二度あつたものと考えていたが、現在ではこれは同一の事實を指すものと解釋している。
- (8) 末永雅雄博士・島田曉・森浩一「和泉黄金塚古墳」(昭和二九年)。

前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相(小林)

(9) この鏡數には豐前石塚山古墳その他において伴出している他の三角縁神獸鏡をも加算するべきであらう。したがつて復原しうる鏡數はもつと多くすることもできる。

(10) 梅原末治博士「上代古墳出土の古鏡に就いて」(考古學會編「鏡劍及玉の研究」昭和十五年「日本考古學論攷」所收)。

(11) 仿製三角縁神獸鏡としてもつとも類品の多い型式の鏡の手本となつた中國鏡は、山城大塚山古墳から發見されている多數の鏡の中にはなく、むしろ大和南山古墳から發見されている三神三獸帶鏡であつたと推定される。このことは中國鏡と仿製鏡における配布の中心の相異と無關係ではあるまい。

(12) 梅原末治博士「豐前京都郡の二三の古墳」(中央史壇 第九卷第六號 大正一三年)及び、九州考古學會編「北九州古文化圖鑑」第二輯(昭和二六年)。

(13) 梅原末治博士「佐味田及新山古墳研究」(大正一〇年)。

(14) 梅原末治博士「武庫郡住吉町吳田の求女塚」(「兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書」第二輯 大正一四年)。

(15) 梅原末治博士「武庫郡本山村マンバイのヘボソ塚古墳」(同上書)。

(16) 本稿で碧玉製腕飾類と呼んだものが、実際には単なる装身具ではなく、腕飾を原型として發達した寶器的な器物が多いことは特にことわるまでもあるまい。

(17) 小林行雄「鋏形石の研究」(『日本考古學協會彙報』別篇2 昭和二九年)。

(18) 梅原末治博士「肥前玉島村谷口の古墳」(『佐賀縣文化財調査報告書』第二輯 昭和二八年)。

(19) 上田三平「銚子塚古墳」(『史蹟調査報告』第五輯 昭和五年)。

(20) 藤井治左衛門「岐阜縣不破郡青墓村大字矢道長塚古墳」(『考古學雜誌』第一九卷第六・七・九號 昭和四年) 及び、藤井治左衛門編「長塚古墳寫真帖」(昭和五年)。

(21) 小林行雄「福岡縣糸島郡一貴山村田中銚子塚古墳の研究」(昭和二七

年)。

(22) 後藤守一・内藤政光・高橋勇「靜岡縣磐田郡松林山古墳發掘調査報告」(昭和一四年)。

(23) このことは註(2)の報告書中に表示しておいた。

(24) 小川五郎「長門國厚狹郡厚狹町西下津古墳調査報告」(『山高郷土史研究會考古學研究報告書』台覽紀念號 昭和二年) 及び、弘津史文「防長原史時代資料」(昭和五年)。

(25) 梅原末治博士「安土瓢箪山古墳」(『滋賀縣史蹟調査報告』第七册 昭和一三年)。

(26) たとえば後藤守一「古墳の發生」(『駿台史學』第二號 昭和二七年)はこの説である。

(昭和三二年二月一日)